

基本目標4 快適で健康に暮らせる生活環境の実現

1 板橋区の現状

■ 微小粒子状物質（PM2.5）の基準値Bレベル以上の日数

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	進捗率	進捗度
微小粒子状物質(PM2.5)の基準値Bレベル以上の日数	25日	↘	23日	0日	0日	100%以上	順調

この指標は、板橋区が設定している微小粒子状物質（PM2.5）による健康被害に係る基準値*の発生日数となります。レベルにより行動目安を設定しています。

板橋区では、低公害車普及啓発事業（関連P22）を通じて微小粒子状物質（PM2.5）（※P100）の抑制に努めてきました。アイドリグストップやマイカー使用を控えるX（旧ツイッター）等が功を奏し、発生日数は減少しています。

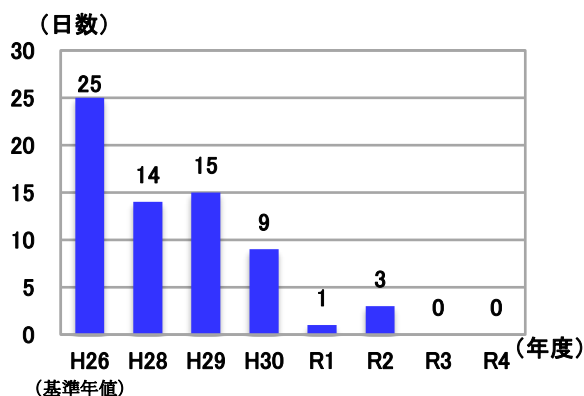


図2-4-1 PM2.5の基準値Bレベル以上（35 µg/m³超）の日数

※詳細はP56「大気環境の保全・③測定結果の公表」又は下記ホームページ

関連するホームページ

(PM2.5による大気汚染について)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006043.html>

■ 騒音に係る環境基準の達成率

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	目標値 令和7年度	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	進捗率	進捗度
騒音に係る環境基準の達成率	79%	↘	85%	76%	77%	0%未満	停滞

騒音規制法第18条に基づき、私たちが生活する中で広範な領域にわたり影響する騒音、主に道路交通による騒音を常時監視し、行政として中長期的なスパンで対策・改善を図ることを目的としています。指標の算出方法は、幹線道路の騒音を定期的に測定し、解析プログラムによって道路周辺の建物に対する道路騒音の影響を評価します。環境基準は道路の性状や道路からの距離によって区分されています。

2022（令和4）年度実績値は基準年値に比べて下降傾向です。道路整備による舗装の改良や渋滞緩和、自動車単体の騒音規制対策は行われているものの、一部区間の基準達成率が低いことが原因として挙げられます。今後も、達成に向けて関係機関等と連携していきます。

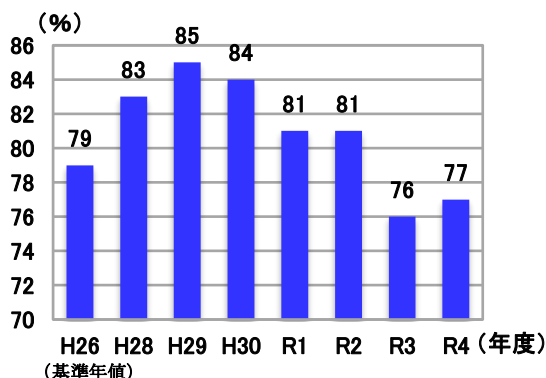


図2-4-2 騒音に係る環境基準の達成率

路線名	評価区間距離 (km)	評価区間		測定結果		評価		基準値以下 (戸数)	基準値以下 (%)
		始点	終点	昼間 (dB)	夜間 (dB)	評価対象 (戸数)	基準値以下 (%)		
練馬川口線	0.3	三國2-5	三國2-10	70	70	19	2	10.5	
環状7号線	3.5	小茂根4-28	大和町17	68	65	5,511	5,365	97.4	
環状7号線	0.7	大和町17	稲荷台15	71	70	1,011	769	76.1	
池袋谷原線	0.6	向原1-4	向原2-36	60	56	588	588	100.0	
長後赤塚線	2.6	西台2-19	三國1-1	66	62	2,145	2,104	98.1	
赤羽西台線	3.1	高島平1-79	三國2-5	68	66	2,083	1,841	88.4	
合計	10.8					11,357	10,669	93.9	

表2-4-1 2022（令和4）年度自動車騒音常時監視結果

関連するホームページ
(自動車公害に対する取り組み)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/jidousha/1006078.html>

2 環境施策の活動状況

(1) 大気汚染や騒音などのない生活環境の保全



大気環境の保全

① 大気汚染の監視

大気汚染状況を把握するため、1977（昭和52）年から順次、大気環境測定室を設置し、現在では6測定室（7地点）の体制で、常時測定を行っています（図2-4-2）。各測定室での測定項目は、表2-4-2のとおりです。

また、区内には東京都が設置する測定局（板橋区氷川町・中山道大和町）もあります。

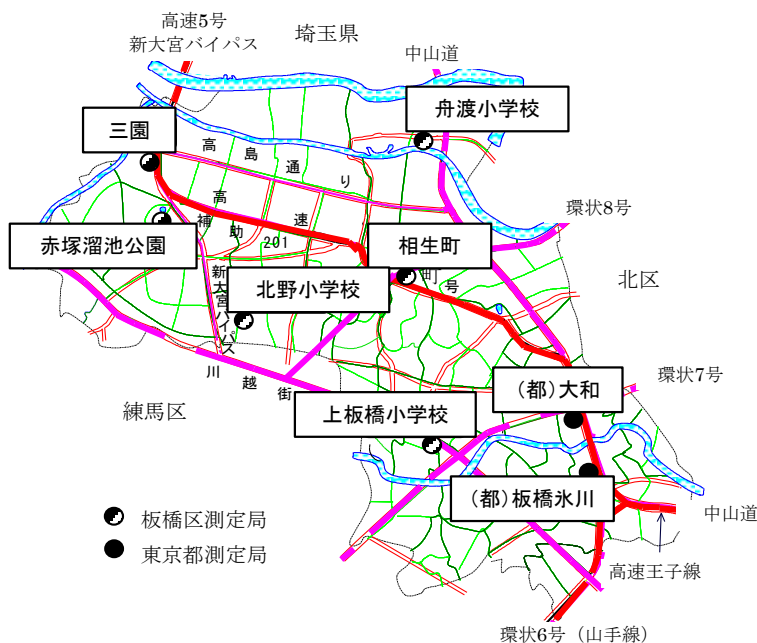


図2-4-2 板橋区内幹線道路及び測定室

表2-4-2 板橋区大気環境測定室と測定項目（2023（令和5）年3月現在）

測定種別	測定室	用途地域	所在地	二酸化硫黄	オキシダント	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	一酸化炭素	微小粒子状物質	騒音	風向・風速	温度・湿度	測定開始年度
一般環境	赤塚溜池公園	一種低層	赤塚5-35-27(赤塚溜池公園内)	◎	◎	◎							S53
	舟渡小学校	工業	舟渡3-6-15(舟渡小学校内)	◎							◎	◎	S53
	北野小学校	一種中高	徳丸3-23-1(北野小学校内)	◎							◎	◎	S52
	上板橋小学校	一種中高	東山町47-3(上板橋小学校内)	◎	◎	◎					◎		S54
	(都)板橋氷川	一種住居	氷川町13-1(板橋第一小学校内)	◎	◎	◎			◎		◎	◎	S44
道路沿道	上板橋小学校	近隣商業	東山町48先(川越街道沿道)				◎			◎			S54
	三園	準住居	三園1-47先(三園歩道橋下)	◎		◎	◎	◎		◎			H4
	相生町	近隣商業	板橋区相生町16先			◎	◎		◎	◎			H25
	(都)大和	商業	大和町14(地下鉄駅舎上)			◎	◎	◎	◎				S47

※ 二酸化硫黄、オキシダントなど各測定項目の概要についてP99を参照

※ 板橋氷川及び大和は、東京都が板橋区内に設置した測定局です。この資料集に掲載した板橋氷川及び大和のデータは、東京都のデータを基に板橋区が集計したものです。

《大和町交差点の大気汚染対策》

大和町交差点は、国道17号、環状7号線及び首都高速5号線が立体交差する3層構造の交差点です。沿道には中低層ビルが立ち並び、半閉鎖的な道路空間となっており、大気汚染状況調査では、二酸化窒素（NO₂）や浮遊粒子状物質（SPM）の濃度が全国のワースト上位に位置する沿道環境が著しく悪い地点となっていました。

1993（平成5）年に学識経験者等からなる「大和町交差点環境対策検討委員会」を設置し、1997（平成9）年3月に環境対策案が提案されました。対策案のうち「土壌を用いた大気浄化等案」について、1998（平成10）年から1999（平成11）年度に公募実験を行い、さらに2001（平成13）から2003（平成15）年度にかけて土壌を用いた大気浄化の実験施設によるフィールド実験を開始しました。施設は現在も稼働中で、開始当初のNO_x、SPMの除去能力を概ね維持しています。

2005（平成17）年3月には交差点の北西角地に空間を作り、広場・緑地等を整備して「YUMEパーク・大和町」と名付けました。また、2013（平成25）年3月に南東角地を「本町街かど公園」として整備しました。オープンスペースをつくることにより、交差点内の空気の滞留が抑えられ大気汚染物質の濃度が低減（NO_xで約50パーセント、NO₂で約25パーセント）されました。

その他の環境対策として、歩車道境界の遮音パネルへの光触媒（※P97）の塗布や、交差点中央部への換気施設4基の設置などを実施しています。

また、高活性炭素繊維（ACF）を用いた大気浄化技術について2011（平成23）年度よりフィールド実験を行っているところです。

■土壌を用いた大気浄化実験施設



■光触媒（ガードパイプ）



■YUMEパーク・大和町



■光触媒（首都高速道路橋脚部）



■換気施設



■本町街かど公園



■ACFパネル



※板橋区における自動車公害対策はP21（基本目標1・2環境施策の活動状況・(2)建物や交通などインフラの脱炭素化の推進「板橋区の自動車公害対策」）

② 大気汚染の測定結果

大気汚染測定結果は表2-4-3のとおりです。2022（令和4）年度は、光化学スモッグの要因となるオキシダント（※P99）を除いて全ての測定項目で環境基準を達成しました。

表2-4-3 環境基準達成状況
○：環境基準以下 ×：環境基準を超えている -：測定無し

測定室	項目	二酸化窒素					浮遊粒子状物質					オキシダント					二酸化硫黄					一酸化炭素					微小粒子状物質										
		29	30	1	2	3	4	29	30	1	2	3	4	29	30	1	2	3	4	29	30	1	2	3	4	29	30	1	2	3	4	29	30	1	2	3	4
環境	赤塚溜池公園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	舟渡小学校	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	×	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	北野小学校	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	×	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上板橋小学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(都)板橋氷川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
沿道	上板橋小学校	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三園	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-
	相生町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	(都)大和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○

※ 「板橋氷川」及び「大和」は、東京都の常時測定局

※ 各測定項目や数値等詳細については、次ページ記載の区HP「環境データ集」もしくは「板橋区大気情報公開システム」をご参照ください

③ 測定結果の公表

板橋区の大気環境測定データは、「板橋区大気情報公開システム」で公表してきましたが、2022（令和4）年度にシステムを終了し、2023（令和5）年度から、区ホームページの「大気測定結果について」に掲載しています。

また、板橋区では、PM2.5に関する濃度レベルの独自基準（図2-4-3）を定め濃度レベルがA及びBになった場合に、区ホームページ、板橋区公式X（旧ツイッター）等により濃度情報をお知らせしています。

なお、2013（平成25）年度に独自基準を制定以降、Aレベルになったことは一度もありません（2023（令和5）年3月現在）。

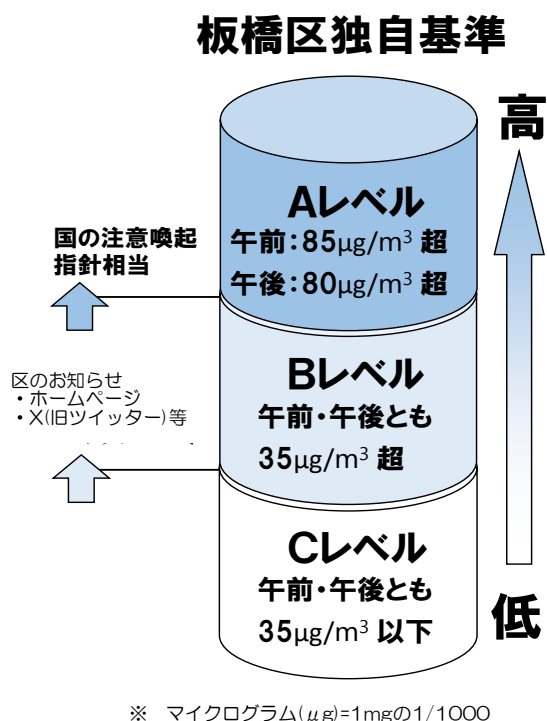


図2-4-3 PM2.5濃度レベル基準

表2-4-4 PM2.5濃度レベル別行動の目安

レベル	行動の目安	
	午前の結果 (午前5時～午前7時の1時間値の平均値によって1局の午前中の数値を算出し、測定局3局のうち、2番目に大きい数値)	午後の結果 (午前5時～正午の1時間値の平均値によって1局の午前中の数値を算出し、測定局3局のうち最大値)
A	「85マイクログラム/㎥」超	「80マイクログラム/㎥」超
	日平均値が注意喚起のための暫定指針値である「70マイクログラム/㎥」を超える可能性があります。不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしてください。呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等の方は、体調に応じて、より慎重に行動しましょう。	
B	「85マイクログラム/㎥」以下 「35マイクログラム/㎥」超	「80マイクログラム/㎥」以下 「35マイクログラム/㎥」超
	1時間値の平均値が環境基準である1日平均値「35マイクログラム/㎥」を超えています。特に行動を制約する必要はありませんが体調の変化に注意しましょう。	
C	「35マイクログラム/㎥」以下	「35マイクログラム/㎥」以下
	1時間値の平均値が環境基準である1日平均値「35マイクログラム/㎥」以下でした。体調の変化等に注意しましょう。	

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1006042.html> (板橋区大気汚染情報)
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/taiki/1045812.html> (大気測定結果について)

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	進捗度
「板橋区大気情報公開システム」アクセス件数	458,533 件	↗	263,131 件	347,419 件	後退

今後の対策: 大気環境の改善により、光化学スモッグやPM2.5等の発令が減少したため、ホームページのアクセス件数はピーク時と比べて落ち着いている状況です。(2022(令和4)年度末で終了。)

④ 工場・事業場における大気汚染監視

工場・事業場・建設作業における事業活動に伴い発生する、硫酸化物(※P96)や窒素酸化物などのばい煙、アスベストなどの粉じん等に関しては、大気汚染防止法と東京都環境確保条例により規制・指導しています。区では、石油系燃料に含まれる硫黄含有率の規制指導のため、重油(※P96)の一日最大

使用量が300ℓ以上の工場・事業場を対象に、重油のサンプリング・分析を行い、指導を実施しています。2022(令和4)年度に調査を行った工場・事業場は5箇所、基準を超えた工場・事業場はありませんでした。(アスベスト規制は次項参照)

アスベスト対策

大気汚染防止法・東京都環境確保条例により、解体・改修を行う建築物等のアスベスト(※P96)含有建材の使用状況について、解体等工事の受注者又は自主施工者には、事前調査の実施等が義務付けられています。

また、吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、

保温材、耐火被覆材(以下「アスベスト含有吹付け材等」という。)を使用した建築物等の解体・改修時におけるアスベスト飛散防止対策として、作業基準が定められています。

2020(令和2)年6月には、規制対象の拡大など改正大気汚染防止法が公布されまし

た。改正法は、2021（令和3）年4月1日から段階的に施行され、一定規模以上の解体・改修工事は、石綿事前調査結果報告システムにより報告を行う必要があり、2023（令和5）年10月1日から、建物の事前調査は必要な知識を有する有資格者等のみが行えることとなりました。

区は一定規模以上の解体等工事現場について立入検査を行っていますが、アスベストの含有有無等に関する掲示看板の設置・記載不備など、法令に適合していない事例が散見されるため、継続的な監視・指導を行っています。立入検査数は表2-4-5のとおりです。

区は、「板橋区建築物の解体等工事等に係る生活環境保全指導要綱」を施行し、解体・改造又は補修を伴う建設工事について、周辺

住民の工事内容の説明及び配慮を求めています。（要綱の詳細は下記ホームページ参照）

また、建築物等に使用されている吹付け材又は保温材のアスベストの含有有無を調べたい区民等に対し、分析調査費用の一部を助成しています。（最高5万円を限度として分析調査に要する額を助成します）。

表2-4-5 アスベストに関する立入検査数

年度	件数
2022（令和4）年度	520

関連するホームページ

- <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006034.html>
（板橋区建築物の解体工事等に係る生活環境保全指導要綱）
- <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006036.html>
（アスベスト分析調査補助金交付要綱）

※アスベスト除去費用に対する融資制度はP70（公害の未然防止⑥「公害防止資金のあっ旋等」）

放射線対策

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所での事故発生後、大気中の放射線量等について、健康被害への心配の声寄せられたことを受け、区民の安心をより確かなものとする

ため、区では、2011（平成23）年6月から板橋区役所正面玄関付近で空間放射線量の測定を実施し、測定結果を区ホームページで公開しています。（3カ月ごとの平均値は表2-4-6のとおり）

表2-4-6 空間放射線量測定結果

単位：μSv/h（マイクロシーベルト/時）

	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
2011（平成23）年度	0.11*	0.10	0.09	0.09
2012（平成24）年度	0.08	0.08	0.08	0.08
2013（平成25）年度	0.08	0.08	0.07	0.07
2014（平成26）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2015（平成27）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2016（平成28）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2017（平成29）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2018（平成30）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2019（令和元）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2020（令和2）年度	0.07	0.07	0.07	0.07
2021（令和3）年度	0.07	0.07	0.07	0.05
2022（令和4）年度	0.04	0.04	0.06	0.07

※平成23年6月の測定結果の平均値

区が除染等の対応を行う基準は、地上1メートルの高さで毎時1マイクロシーベルト（子どもが使用する区施設にあっては、地上1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト）としています

◆ 放射線測定機器（簡易型）の貸出

区では、区民のみなさん自身で自宅などの身近な場所の放射線量が測定できるよう、区内在住の方や団体へ放射線量を測定する機器（シンチレーション式サーベイメータ）を貸出しています。

関連するホームページ
（放射線）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/houshasen/index.html>（放射線）
<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/houshasen/1006123.html>（測定機器の貸出）

騒音・振動対策

① 道路交通騒音・振動

区内の自動車公害の状況を全般的に把握するため、騒音を24時間常時測定しているほか、区内全域で一定期間ごとに移動調査を実施しています。

◆ 常時測定結果

測定局において騒音レベルを常時測定しており、常時測定結果の年度別時間帯別基準適合状況は表2-4-7のとおりです。常時測定の経年推移はほぼ横ばいで、過去10年で要請限度（※P98）を超えている地点はありません。

▶表2-4-7 自動車騒音経年変化

単位：dB

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	環境基準	要請限度
上板橋測定室	昼間	71	71	71	71	71	74	71	71	71	71	70以下	75以下
	夜間	70	70	70	70	70	70	70	69	69	69	65以下	70以下
三園測定室	昼間	61	62	61	61	61	61	61	61	61	61	70以下	75以下
	夜間	58	59	59	59	59	58	58	58	58	58	65以下	70以下
相生町測定装置	昼間	—	68	68	67	67	67	67	67	67	67	70以下	75以下
	夜間	—	66	65	66	64	64	64	64	64	64	65以下	70以下



は環境基準オーバー



は要請限度オーバー

◆ 移動調査結果

図2-4-5のとおり幹線道路を中心とした8地点において騒音、振動、交通量の移動調査を実施しています。2022（令和4）年度の調査結果は表2-4-8のとおりで、騒音は8地点中、昼間で7地点、夜間で4地点が環境基準を満たしました。また、昼間・夜間ともに要請限度を超えた地点はなく、振動が要請限度を超えた地点はありませんでした。

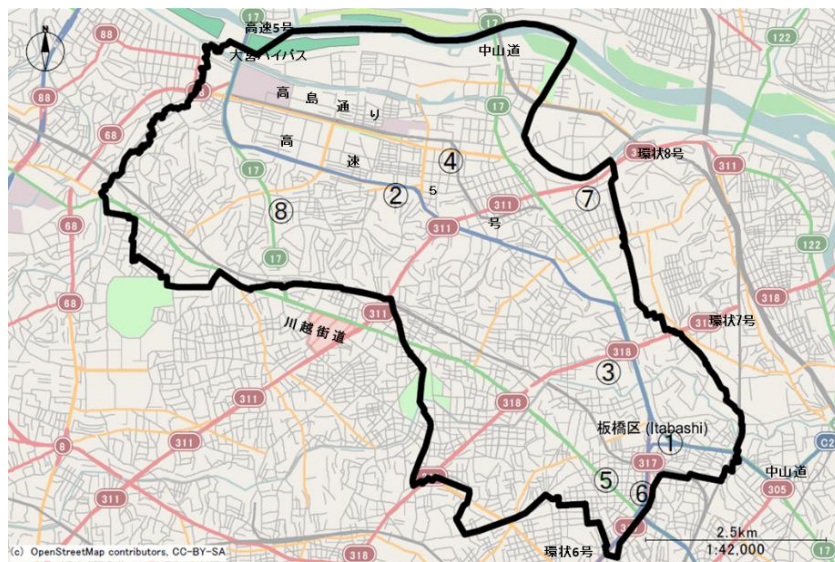


図2-4-5 自動車公害調査測定地点

表2-4-8 2022（令和4）年度自動車公害調査結果

調査名	調査地点名	用途地域	調査日	道路名	車線数	交通量(台/日)	大型車混入率(%)	騒音(dB)		振動(dB)	
								L _{Aeq}		L _{V10}	
								昼間	夜間	昼間	夜間
自動車公害調査	1 板橋二丁目61番地先	商業	令和5年2月14日～2月17日	一般国道17号	7	25,249	15.8	70	67	45	42
				高速5号池袋線	4						
	2 高島平一丁目9番地先	準住居	令和5年2月14日～2月17日	長後赤塚線	6	21,707	15.1	65	62	51	53
				高速5号池袋線	4						
	3 双葉町42番地先	近隣商業	令和5年2月14日～2月17日	環状7号線	4	29,949	10.1	68	66	54	54
	4 蓮根三丁目6番地先	準住居	令和5年2月14日～2月17日	長後赤塚線	4	24,404	26.0	71	68	48	43
	5 大山町13番地先	商業	令和5年2月14日～2月17日	一般国道254号	4	36,816	14.0	67	64	45	38
	6 大山金井町14番地先	商業	令和5年2月14日～2月17日	環状6号線	6	35,157	11.9	68	66	50	49
高速5号池袋線				4							
7 小豆沢四丁目29番地先	工業	令和5年2月14日～2月17日	環状8号線	4	27,051	20.8	69	65	45	41	
8 赤塚七丁目25番地先	第一種住居	令和5年2月14日～2月17日	一般国道17号	2	19,289	17.6	63	61	47	47	
*70 (数字は例) 要請限度オーバー			注1) 大型車については、プレートナンバー1, 2, 8, 9(大型車)による区分。								
*71 (数字は例) 環境基準オーバー			注2) 交通量は、カメラで撮影(正時より10分値の6倍値)					土、日のデータは除く。			

◆ 道路交通の騒音・振動対策 自動車騒音の単体規制

環境施設帯（植樹帯、遮音壁、歩道、自転車道等）の整備、路面の補修や低騒音舗装等の対策が考えられることから、現在、主要な幹線道路である国道（中山道、新大宮バイパス等）や都道（環状七号線、環状八号線、高島通り等）では、右記のような対策がされています。

これら以外の沿道対策として「幹線道路の沿道の整備に関する法律」が、道路交通騒音による障害の防止と、沿道の合理的な土地利用を図ることを目的として制定されています。



裏面吸音板

■裏面吸音板■
裏面吸音板は、下からの音の反射音を低減させる働きがあります。



遮音壁

遮音壁を設けることによって回り込む音のエネルギーが小さくなります。



■環境施設帯（写真は植樹帯）■
環境施設帯は、幹線道路の沿道の生活環境保全のために設置されます。



■低騒音舗装■
車が走行する際の接地音やエンジン音の路面反射を吸収・低減させます。

② 鉄道騒音

◆ 鉄道騒音の概況

区内には東武東上線、都営三田線、東京メトロ有楽町線及び副都心線、JR埼京線、東北・上越・北陸新幹線が走っています。現在、在来線に対する騒音の環境基準はなく、新幹線のみが定められています。

◆ 新幹線における騒音

図2-4-6において、軌道から12.5m と25m の地点で新幹線の騒音測定を毎年実施しています。

測定結果は表2-4-9のとおりです。2022（令和4）年度は環境基準値（75デシベル）を上回っておらず、過去10年間に於いても環境基準は超過していません。



図2-4-6 新幹線鉄道騒音調査地点

調査地点：板橋区舟渡1丁目7番地先
 類型Ⅱ [環境基準 75 dB 以下]

※地図の出展：地理院地図

表2-4-9 新幹線騒音経年変化

軌道からの距離	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
12.5 m (参考)	68	71	71	70	65	66	64	65	64	67	65
25.0 m	68	71	70	69	65	65	62	64	63	67	65

◆ 在来線における騒音

図2-4-7において在来線の騒音測定を実施しています。当該地点における在来線に対する環境基準は存在しませんが、参考に騒音を測定しています。測定結果は表2-4-10のとおりです。

▶図2-4-7 在来線鉄道騒音調査地点
 調査地点：板橋区成増3丁目26番地先
 測定対象：東武東上線
 ※地図の出展：地理院地図



表2-4-10 騒音測定結果（等価騒音レベル：LAeq）

軌道からの距離	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
昼（7～22時）	61	64	66	64	66	64	66	65	67	66	66
夜（22～7時）	55	58	59	60	61	59	62	61	63	61	62

※平成25年度まで常盤台3丁目にて測定を実施していましたが、平成26年度から成増3丁目に移動しました。
 ※軌道中心から12.5メートル離れた地点で測定しています。

◆ 鉄道騒音・振動対策 新幹線における騒音対策

新幹線騒音の主な騒音発生原因は、高速走行することで発生する風切り音や駆動音などが挙げられます。騒音対策として有効な方法は、大きく分けて以下の2種類に分けられます。

(ア) 発生した後の音を小さくする方法
 現在行われている対策は、騒音レールの防振ゴムや防音壁などが挙げられます。

(イ) 発生源である新幹線から発生する音自体を小さくする方法

既存車両の改造や新型車両の開発などが対策として挙げられます。

これまで区内を走行する新幹線騒音は環境基準が満たされてきましたが、さらに近年、従来走行していたE2系やE3系、E4系の新幹線より走行音の小さなE5系やE6系、E7系といった新型車両が相次いで開発され、新型車両の運行割合が増加したことで騒音レベルはさらに小さくなりました。

◆ 在来線における騒音対策

在来線の主な騒音発生原因は車輪やレールの継ぎ目による騒音、電車自体の駆動音などが挙げられます。現在の騒音対策として車輪の研磨、ロングレール化の促進、軌道の改良などが行われています。

在来線については、新線を建設する場合には等価騒音レベル（※P97）で昼間（7時から22時まで）は60デシベル以下、夜間（22時から翌日7時まで）は55デシベル以下とするとの指針が1995（平成7）年12月に環境省より出されています。

③ 建設騒音・振動

建設作業に伴って著しい騒音・振動を発生する作業を、騒音規制法及び振動規制法では「特定建設作業」、東京都環境確保条例では表2-4-11 騒音規制法による特定建設作業（2022（令和4）年度）

作業の種類		届出件数
1	くい打機等を使用する作業	3
2	びょう打機を使用する作業	1
3	さく岩機を使用する作業	358
4	空気圧縮機を使用する作業	8
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6	バックホウ、ブルドーザー等を使用する作業	4
合計		374 (369)

※ 合計の()は、特定建設作業実施届数

④ 工場等の騒音・振動

区では、騒音・振動の固定発生源に対し、騒音規制法・振動規制法と東京都環境確保条例により騒音・振動などの規制・指導をしています。

「指定建設作業」と定めています。

騒音規制法・振動規制法では、くい打機、びょう打機、さく岩機、空気圧縮機などを使用する作業や、バックホウ、ブルドーザーなど（低騒音型を除く）を使用する掘削作業等を特定建設作業として規制基準や作業時間を定めており、規制基準に違反した場合には、改善勧告や改善命令を受けることになります。

指定地域内において特定建設作業を行う場合は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに事前の届出が必要で、区では届出を受理するときに、付近住民へ工事内容を説明することや、工法を工夫し騒音・振動をできるだけ減らすことなどを指導しています（表2-4-11、表2-4-12）。

また、東京都環境確保条例では、特定建設作業以外の作業（穿孔機を使用するくい打作業や掘削機械を使用する作業など）について「指定建設作業」として騒音・振動の規制基準や作業時間を定めています。届出は不要ですが、規制基準に違反した場合には、改善勧告や改善命令を受けることになります。

表2-4-12 振動規制法による特定建設作業（2022（令和4）年度）

作業の種類		届出件数
1	くい打機等を使用する作業	6
2	鋼球を使用して破壊する作業	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	0
4	ジャイアントブレイカーを使用する作業	210
合計		216 (215)

※ 合計の()は、特定建設作業実施届数

関連するホームページ
（特定建設作業届出様式）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005937.html>

◆ 工場・事業場

騒音・振動などの監視及び調査を実施し、発生源の究明や防止対策の改善指導などを行っています。工場等の設置・変更の際には、届出が必要です。

◆ 深夜営業騒音

東京都環境確保条例では、住居地域において、23時から翌日の6時まで飲食店・喫茶店、ガソリンスタンド、ボーリング場、バッティングセンター、スイミングプール、ゴルフ練習場などの営業や材料置場における搬入搬出などの作業について、規制基準を超える騒音を発生させることが禁止されています。

また、都内全域において、23時から翌日の6時まで飲食店・喫茶店の営業におけるカラオケ装置やステレオなどの音響機器は、原則、使用が禁止されています。

◆ 特定工場等

騒音規制法や振動規制法では、特定の機械

や施設を定め、その施設を有する工場や事業場等を特定工場等として規制指導を実施しています。2022（令和4）年度の特定工場等の諸届受付件数は表2-4-13のとおりです。

(ア) 騒音規制法

騒音規制法では、著しい騒音を発生する金属加工機械などを特定施設として定め、それを設置する工場や事業場を特定工場等として規制対象としています。特定施設の設置・変更の際には、届出が必要です。

(イ) 振動規制法

振動規制法では、騒音規制法と同様の規制をしています。振動を発生する特定施設・特定工場等が対象になります。

表2-4-13 特定工場等の諸届受付件数（2022（令和4）年度）

騒音規制法に基づく諸届件数			振動規制法に基づく諸届件数		
内 訳	特定工場等の設置・変更届	7	内 訳	特定工場等の設置・変更届	5
	特定工場等の使用全廃届	12		特定工場等の使用全廃届	11
	特定工場等の氏名変更届など	36		特定工場等の氏名変更届など	23
合 計		55	合 計		39

関連するホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005931.html>（騒音・振動規制法特定工場届出様式）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006026.html>（騒音・振動について）

悪臭対策

① 悪臭公害の現状

悪臭公害は、騒音・振動と同様に感覚公害と呼ばれる生活に密着した問題です。このため、悪臭公害は、近隣の工場・事業場による局地的な被害として苦情が寄せられるのがほとんどです。悪臭の発生源としては、印刷業・食料品製造業・窯業・土石製品製造業等の工場・事業場や、ごみの焼却・建設工事の防水工事などがあります。悪臭の苦情は、1998（平成10）年度には123件のうち焼却による悪臭が約半分を占めていましたが、その後「エコポリス板橋クリーン条例」（関連P88）での焼却自粛指導、東京都環境確保条例での焼却禁止指導によって悪臭の苦情自体が減少傾向にあります。（図2-4-8）

② 悪臭規制

工場・事業場の悪臭に関しては、悪臭防止法と東京都環境確保条例により、規制・指導をしています。

区では、悪臭発生工場等の重点調査を行うとともに、三点比較式臭袋法による臭気指数（※P96）（2002（平成14）年度までは臭気濃度）調査を行い、処理設備の設置や維持管理を指導しています。

図2-4-8 悪臭公害の経年変化

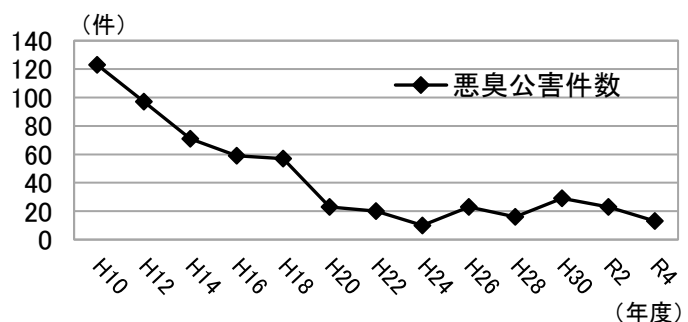


表2-4-14 悪臭発生工場等の重点調査結果

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
悪臭測定事業場数	11	9	6	5	10	7	6	7	8	7	6	5
文書改善指示	2	2	1	1	6	8	3	2	2	0	0	2

土壤汚染対策

① 土壤汚染対策の概要

土壤は、環境の重要な要素であり、人をはじめとする生物の生存の基盤として、また、物質循環の維持の要として重要な役割を担っており、食料生産機能や水質浄化・地下水涵養機能など、多くの機能を備えています。土壤汚染（※P97）の原因となる有害物質は、不適切な取扱による原材料の漏出などにより土壤に直接混入する場合のほか、事業活動などによる水質汚濁や大気汚染を通じ二次的に土壤を汚染する場合があります。市街地の土壤汚染については、近年、工場跡地等への集合住宅の建設や企業の環境管理意識の高揚等によって、汚染が判明する事例が増加しています。

② 板橋区の土壤汚染対策実績

板橋区では、1975（昭和50）年から工場跡地を中心に土壤汚染の調査・対策を実施してきました。2001（平成13）年に東京都環境確保条例の土壤汚染対策規定が施行された以降は、土壤汚染調査・対策の届出件数が増加しており、1996（平成8）年度から2022（令和4）年度の状況は、図2-4-9のとおりです。2022（令和4）年度は調査件数25件に対し11件（約44%）が基準を超過し土壤汚染対策を実施しています。

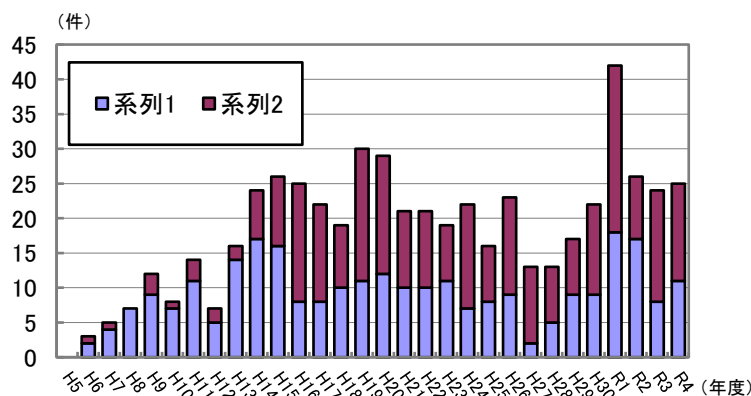


図2-4-9 土壤汚染調査実績

※ 基準とは、平成15年度以前は東京都又は板橋区の定めた基準であり、土壤汚染対策法の基準ではない。
 ※ 各年度の件数は、土壤汚染調査開始の年度で算定している。

関連するホームページ
 (土壤汚染の取組)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/kougai/1006038.html>

PCB対策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の適正な処理を推進するために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）」が、2001（平成13）年に施行されました。PCBは1954（昭和29）年から1972（昭和47）年まで国内製造され、高圧トランスやコンデンサ、安定器等の絶縁油に使用されていましたが、カネミ油症事件をきっかけとして製造が禁止されています。特に高濃度PCB廃棄物はトラ

ンス、コンデンサは2021（令和3）年度末まで、安定器等、汚染物は2022（令和4）年度末までの処理期限が定められています。板橋区では2019（令和元）年度に1977（昭和52）年度末までに竣工した施設、街灯、公園灯について全数調査を行いました。確認された高濃度PCBは、2022（令和4）年度に処理が完了しました。

有害化学物質対策

① 大気汚染防止法及び東京都環境確保条例による規制

◆ 大気汚染防止法による規制

(ア) 有害物質

有害物質は、物の燃焼等に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質として定義され、ばい煙発生施設に対して排出基準が定められています。

(イ) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なう恐れがある物質で大気汚染の原因となるものとして定義されています。

(ウ) 指定物質

有害大気汚染物質のうち、その排出又は飛散を早急に抑制しなければならない物質を指定物質として定義し、3物質について指定物質抑制基準が定められています。また、この3物質に、ジクロロメタンを加えた物質について有害化学物質の環境基準が定められています。区では、2000（平成12）年度から板橋第八小学校屋上・北野小学校屋上・舟渡小学校測定室の3か所でベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの調査を開始しました。2002（平成14）年度からはジクロロメタンを加え4物質の調査を行っています。

表2-4-15 2022（令和4）年度有害大気汚染物質の調査結果

調査地点\項目	ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
板橋第八小学校屋上※	0.77	1.1	0.26	1.8
北野小学校屋上※	0.78	0.88	0.11	2.1
舟渡小学校測定室※	0.91	1.8	0.18	3.1
(都)板橋氷川局平均	0.84	1.1	0.15	1.7
都区部一般局平均	1.0	1.2	0.18	1.5
環境基準	3.00	130	200	150

※の測定地点は、年2回の調査の平均値

◆ 東京都環境確保条例による規制

有害ガスの規制基準値は2001（平成13）年4月に改正され、42物質について定められています。

② 化学物質の適正管理

◆ PRTR法による化学物質の適正管理

PRTR法（※P99）は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

このPRTR法により、製造業、鉱業、電気事業、ガス業などの24業種で、従業員数が21人以上で、トルエン、キシレン、鉛等

（第一種指定化学物質（462物質）（※P97）を年間1トン以上、特定第一種指定化学物質（※P97）については0.5トン以上）を取り扱う事業者に、環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出が義務付けられました。

◆ 東京都環境確保条例による化学物質の適正管理

2000（平成12）年12月に、都は「東京都環境確保条例」を新たに制定しました。この中で、性状及び使用状況等から特に適正な

管理が必要とされる、六価クロム、PCB、トリクロロエチレンなどの57項目の化学物質（以下「適正管理化学物質」という。）を取り扱う事業者に対し、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換を促すとともに、有害化学物質の排出抑制を図る規定が設けられました。適正管理化学物質は現在59物質となっています。

この東京都環境確保条例により、工場又は指定作業場を設置している者で、適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱う者（以下「適正管理化学物質取扱事業者」という。）に、毎年度、その前年度の適正管理化学物質ごとの使用量、製造量、製品としての出荷量、排出量及び移動量の把握と区長への報告が義務付けられました。

また、適正管理化学物質取扱事業者のうち従業員数が21人以上の事業所を設置する者に、事業所ごとに、化学物質の取扱時における排出の防止や事故時の安全確保を効果的に行えるように、化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱方法を文書化したもの（以下「化学物質管理方法書」という。）の作成及び知事（区長）への提出が義務付けられました。2013（平成25）年10月に化学物質適正管理指針が改正され、震災や事故等の緊急時の対応策について記入する項目が化学物質管理方法書に追加されました。また2021年（令和3）年4月にも化学物質適正管理指針が改正され、水害対策等が追加されました。

また、適正管理化学物質取扱事業者のうち従業員数が21人以上の事業所を設置する者に、事業所ごとに、化学物質の取扱時における排出の防止や事故時の安全確保を効果的に行えるように、化学物質の性状や製造工程などに応じた取扱方法を文書化したもの（以下「化学物質管理方法書」という。）の作成及び知事（区長）への提出が義務付けられました。2013（平成25）年10月に化学物質適正管理指針が改正され、震災や事故等の緊急時の対応策について記入する項目が化学物質管理方法書に追加されました。また2021年（令和3）年4月にも化学物質適正管理指針が改正され、水害対策等が追加されました。

表2-4-16 適正管理化学物質使用量等報告及び化学物質管理方法書受理件数

年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4
適正管理化学物質 使用量等報告書	工場	71	68	62	57	55	51
	指定作業場	49	48	49	43	47	47
化学物質 管理方法書	工場	2	2	3	2	6	2
	指定作業場	0	1	1	1	4	1

関連するホームページ
(適正管理化学物質届出様式)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005932.html>

公害の未然防止

工場や事業場等には公害を未然に防止するため、東京都環境確保条例や騒音規制法・振動規制法などの関係法令により、事前の認可や立入調査等を行うことが定められています。

① 工場認可制度

東京都環境確保条例では一定規模の物品の製造、加工又は作業を常時行う事業場等を工場として、規制基準の遵守、認可申請及び各種届出、公害防止管理者の設置などを義務付けています。また、違反した場合は、改善命令や操業停止命令等の処分を定めています。

◆ 工場

東京都環境確保条例では、(a)定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する事業場、(b)定格出力の合計が0.75キロワット以上2.2キロワット未満の原動機を使用す

る縫製、印刷、金属の打抜きなど14種類の事業場、(c)塗料の吹付け、金属の鍛造、インク又は絵具の製造など43種類の事業場を東京都環境確保条例上の工場と定めています。

② 工場認可申請

工場を設置しようとする者は、あらかじめ工場の建物、機械設備、作業内容、騒音などの公害防止対策を記載した認可申請書を、区に提出して設置の認可を受けなければなりません。また、工場設置後に設備等を変更しようとする場合にもあらかじめ変更認可申請が必要なほか、氏名（社名）変更や承継、廃止届などの届出が必要です。区は認可申請書に基づき、現地調査等の審査を経て60日以内に認可できるかどうか判断します。設置や変更認可を受けた工場は、工事完成後「工事完

成届出書」を提出し、区の認定を受けた後、操業できることとなります。

③ 板橋区の工場

板橋区内の認可済工場数のうち、印刷・同関連業が最も多く、次いで一般機械器具製造業、金属製品製造業となっており、区の地場産業を形成しています。また、用途地域別（※P98）に見ると、工業系の地域、商業系の地域、住居系地域の順に操業しています。

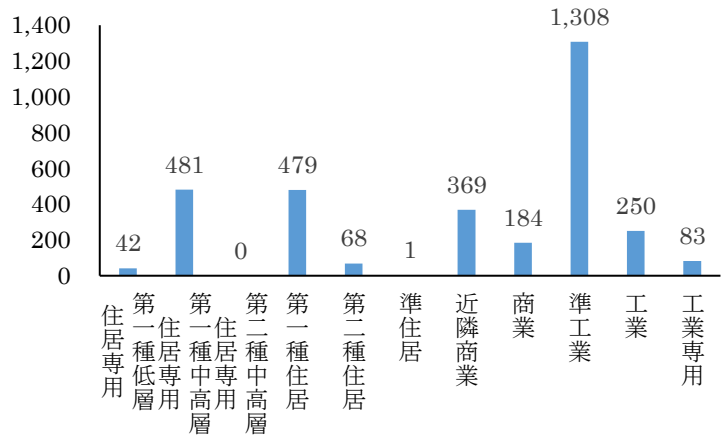


図2-4-10 用途地域別認可工場数 (2023 (令和5) 年3月末現在)

表2-4-17 板橋区内の認可済工場数 (2023 (令和5) 年3月末現在)

業種		件数	業種		件数
製 造 業	食料品製造業	213	製 造 業	非鉄金属製造業	46
	飲料・たばこ・飼料製造業	4		金属製品製造業	339
	繊維工業	16		一般機械器具製造業	380
	衣服・その他の繊維製品製造業	48		電気機械器具製造業	74
	木材・木製品製造業	107		輸送用機械器具製造業	119
	家具・装備品製造業	47		精密機械器具製造業	338
	パルプ・紙・紙加工品製造業	103		情報通信機械器具製造業	12
	印刷・同関連業	688		電子部品・デバイス製造業	25
	化学工業	39		その他の製造業	67
	石油製品・石炭製品製造業	1		サ ー ビ ス 業	洗濯・理容・美容・浴場業
	プラスチック製品製造業	136	廃棄物処理業		9
	ゴム製品製造業	10	自動車整備業		260
	なめし革・同製品・毛皮製造業	9	その他の事業サービス業		40
	窯業・土石製品製造業	17	そ の 他		47
	鉄鋼業	12	合 計		3,265

④ 指定作業場届出制度

東京都環境確保条例では、工場には該当しない事業場で公害発生の恐れのある事業場等を「指定作業場」と定義して、工場と同様に規制基準の遵守、設置等の届出等を義務付けています。

◆ 指定作業場

自動車駐車場、ガソリンスタンド、洗濯施設、材料置場、下水処理場、ボイラーや焼却炉などを有する施設等32種類の事業場を「指定作業場」と定義しています。

◆ 指定作業場設置届

指定作業場を設置しようとする者は、工場と同様に、設置に先立って作業場の建物、機械設備、作業内容等を記載した届出書を区に提出しなければなりません。届出者は、受理された日から30日を経過した後でなければ工事に着手できません。これは、届出が受理された後、区が記載内容の審査や設置予定場所の実査を行って、支障がある場合は届出受理日から30日以内に限り計画の変更を命ずることがあるからです。

表2-4-18 板橋区内の届出済指定作業場（2023（令和5）年3月末現在）

指定作業場の種類	件数	指定作業場の種類	件数
レディミクストコンクリート製造場	0	豆腐又は煮豆製造場	5
自動車駐車場	764	砂利採取場	0
自動車ターミナル	6	洗濯施設を有する事業場	192
ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド	45	廃油処理施設を有する事業場	0
自動車洗車場	13	汚泥処理施設を有する事業場	0
ウエスト・スクラップ処理場	5	し尿処理施設を有する事業場	0
廃棄物の積替え場所又は保管場所	26	汚水処理施設を有する事業場	0
セメントサイロ	0	下水処理場	1
材料置場	31	暖房用熱風炉を有する事業所	0
死亡獣畜取扱場	0	ボイラーを有する事業所	43
と畜場	0	ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関を有する事業所	2
畜舎	0	焼却炉を有する事業所	7
青写真の作成の用に供する施設を有する作業場	1	地下水揚水事業場	1
工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場	0	浄水場	1
臭化メチル等を使用する食物の燻蒸場	2	病院	5
めん類製造場	13	試験・研究機関	14
		合計	1,177

⑤ 公害防止管理者

◆ 東京都の公害防止管理者制度

東京都環境確保条例で定める規模以上の工場は公害防止管理者を選任し、公害の未然防止のための監督を行わせるよう定められています。2001（平成13）年4月から東京都環境確保条例の改正により、公害防止管理者の資格基準や、資格取得方法が改正されました。

また、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法等による大規模な特定施設を設置している工場には「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、工場の業種及び規模に応じて、国家資格を持った公害防止管理者の選任が義務付けられています。

表2-4-19 東京都公害防止管理者選任状況（2023（令和5）年3月末現在）

東京都公害防止管理者資格	選任対象(人)	選任者数(人)	選任率(%)
1種	24	24	100
2種	149	110	74
合計	173	134	77

⑥ 公害防止資金のあっ旋等

◆ 産業融資制度

区では産業融資制度において、融資あっ旋と利子補給を行っています。当制度の利用により、事業者が公害防止対策を講じるための資金を低利で調達できます（表2-4-20）。

◆ アスベスト除去費用に対する融資制度

区内の中小企業者（不動産貸付業を含む）の方は、工場、店舗、事務所、賃貸共同住宅等のアスベスト撤去工事に産業融資制度が利用できます。

表2-4-20 設備資金融資

項目	内容	項目	内容
申込資格	業歴1年以上の法人及び個人	融資利率	長期プライムレート+0.2%以内
融資限度額	5,000万円以内	利子補給	60か月目まで融資利率×0.3（上限1.0%）
融資期間	10年以内（据置1年以内を含む）		
その他	金融機関との協議により、必要に応じて連帯保証・担保・東京信用保証協会の信用保証をつけることとなります。		
窓口	産業経済部産業振興課経済対策係 電話（3579）2172		

※上記の制度は一例です。この他にもご利用いただける制度があります。

関連するホームページ
（板橋区の産業融資制度）

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/yuushi/1005528.html>

公害相談・苦情

区に寄せられる公害苦情は、必要に応じて現地調査、測定・分析を経て、発生源に対して指導・助言を行うものです。区民の公害に対する意識や社会情勢の変化を反映して、多種多様な内容になっており、公害対策を進める上で、重要な情報となっています。

区で受け付けた公害苦情は、合計で年間230件程度となっており、その内容は、工場等を発生源とする被害に対する訴えや、開発に伴う土壌汚染、近隣住民の生活音の問題など様々です。

① 公害苦情の分類

公害苦情は発生源別と現象別により、以下のように分類されます。

公害発生源

公害発生源は、次の4つに分類されます。

工場：東京都環境確保条例に定める2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造・加工又は作業を行うものなど。

指定作業場：東京都環境確保条例に定める

20台以上の駐車場、ガソリンスタンド、一定規模以上のボイラーを使用する事業所など。

建設作業：騒音規制法・振動規制法に定めるくい打ちなどの特定建設作業、東京都環境確保条例に定めるパワーショベル等を用いる指定建設作業、その他の建設作業。

一般：飲食店・喫茶店、学校・病院、一般家庭など、上記3分類以外のもの。

公害現象

大気汚染（ばい煙、粉じん、有害ガス）、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下の典型7公害をいいます。

② 最近の公害苦情の傾向

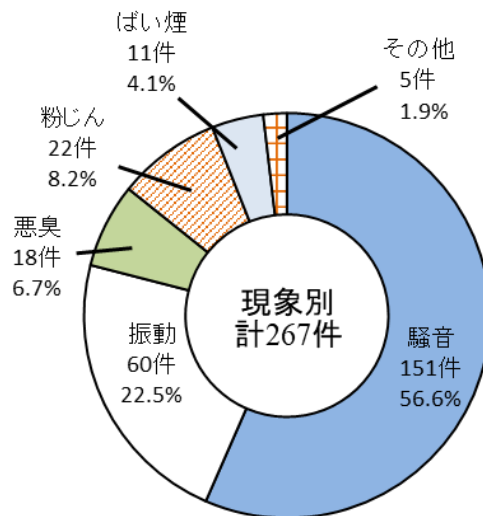
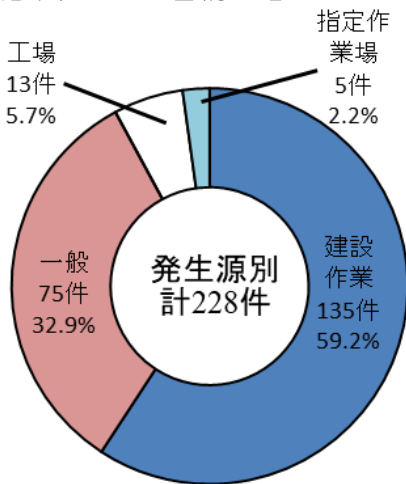
工場及び事業場に対する公害苦情は、図2-4-11の発生源別に示すとおり、建設作業が最も多く、次いで一般、工場、指定作業場の順となっています。現象では、騒音が最も多く、次いで振動、悪臭の順となっています。なお、1つの発生源で2つ以上の現象、例え

ば、1つの工場から騒音と振動の現象がある場合は、公害発生件数と公害現象件数は異なります。

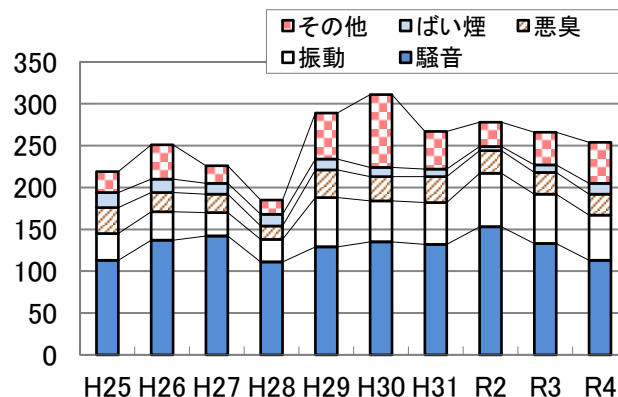
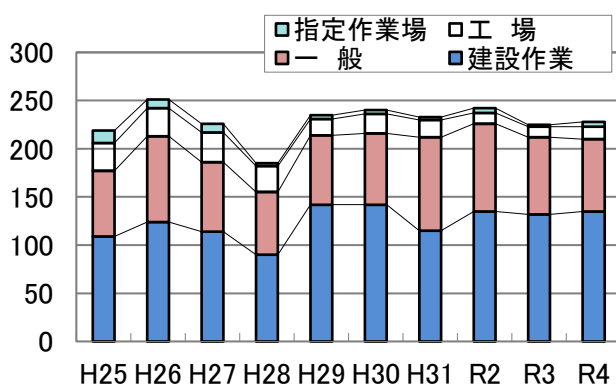
近年、ライフスタイルの多様化や人間関係の希薄化により、不快な外的要因に対する人々の不満が表面化した結果、生じる苦情が増

えています。これらは法律や条例等では解決が困難なものも多く、快適な都市生活を維持するためには、ルールを守ること、コミュニケーションを図ることといった、社会生活における周辺環境への配慮が求められています。

▶図2-4-11
公害苦情受付件数



▼図2-4-12
公害苦情の最近の傾向

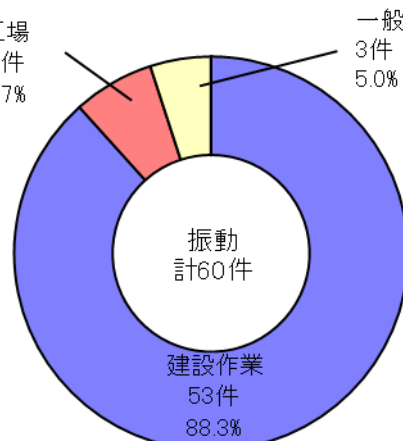
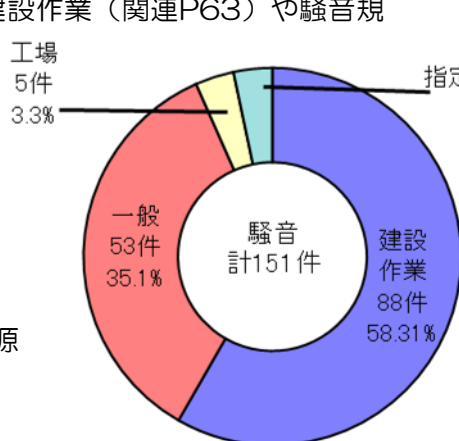


③ おもな公害現象別発生源

公害現象別の上位を占めるのは騒音と振動です。まず騒音については、一般が増加傾向にあり、主に飲食店営業によるものや産業機械や家庭用機器の稼働によるものとなっています。建設作業では主に東京都環境確保条例に定める指定建設作業（関連P63）や騒音規

制法に定める特定建設作業（関連P63）によるものとなっています。次に振動については、主に東京都環境確保条例に定める指定建設作業や騒音規制法に定める特定建設作業によるものとなっています。

▶図2-4-13
公害現象別発生源



④ 用途地域別公害苦情受付件数

工場による苦情は主に工業系地域（準工業地域、工業地域、工業専用地域）で発生しています。一方、一般における苦情の半分は住

居地域（低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域）において発生しています。

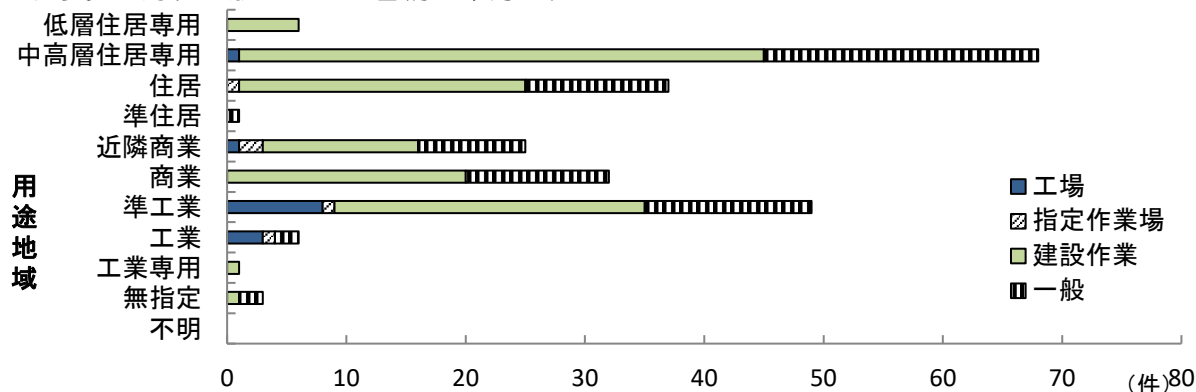


図2-4-14 用途地域別公害苦情受付件数

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	進捗度
公害苦情件数※1	251 件	↘	225 件	228 件	進展
公害関係法令に基づく改善指導件数※2	201 件	—	217 件	203 件	—

※1 必要に応じて現地調査、測定・分析を経て、発生源に対して指導・助言を行ったもの

※2 公害関係法令(東京都環境確保条例及び騒音・振動規制法等)に基づき、工場、指定作業場等に対して立入検査を行い、その結果、改善指導を行った件数

⑤ 公害相談

区に寄せられる公害相談は、区民の公害に対する意識や社会情勢の変化を反映して、多種多様な内容になっています。公害相談は、電話等で寄せられた相談に対して適切な助言を行うもので、公害対策を進める上で、重要な情報となっています。

区で受け付けた公害相談は、合計で年間1,000件に及び、大半は土壌汚染に関するものが占められています。次に大規模建築物相談となっています。

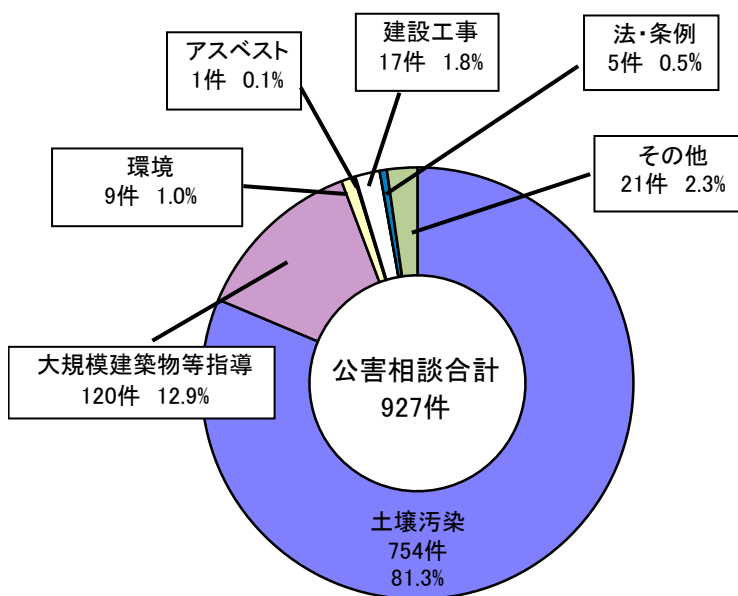


図2-4-15 公害相談の内訳

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	進捗度
公害相談件数	2,182 件	—	2,428 件	927 件	—

環境調査に関する情報の発信

板橋区の環境調査を広く知っていただくために、X（旧ツイッター）を活用した環境調査に関する情報発信をしています。X（旧ツイッター）では、区の鳥ハクセキレイの「ハクちゃん」が板橋区に棲む生き物や板橋区に植生のある植物の紹介、エコポリスセンターの情報や環境保全に関する啓発の投稿（ポスト）をしています。

▶板橋区環境政策課X（旧ツイッター）



関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	進捗度
環境調査に関する情報のX（旧ツイッター）発信数	25 件	↗	146 件	125 件	進展

関連するホームページ
（板橋区環境政策課公式X（旧ツイッター）） https://twitter.com/kan_itabashi



区の鳥ハクセキレイの
ハクちゃん

(2) 潤いのある景観や美しい街並みの保全



良好な都市景観

① 都市景観の概況

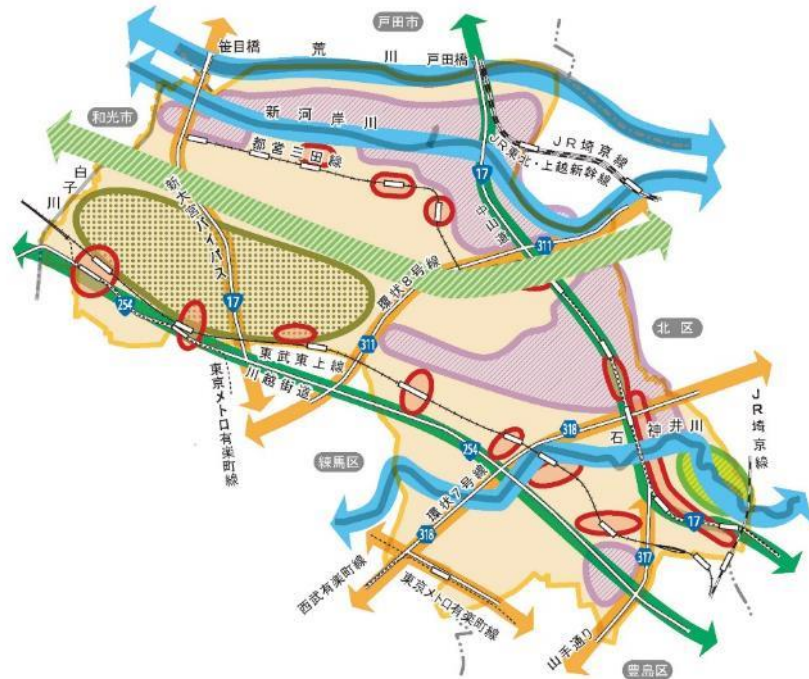
板橋区の街並みは、志村から赤塚方面にかけて緑豊かな樹林地が残る崖線が“みどり”の骨格軸を形成し、その北側には憩いの水辺空間を創出している荒川や新河岸川が“みず”の骨格軸を形成しています。また、旧中山道沿いの旧板橋宿や志村一里塚、薬師の泉など歴史を感じさせるところもあります。一方、計画的に整備された高島平の中高層住宅団地とケヤキ並木通りは都市的で整然とした住環境を形成し、閑静な低層住宅街として開発された常盤台は心和む景観を見せています。また、再開発事業によって街の景観が一変した成増駅北口ではACT（アクト）が、浮間舟渡駅前にはアイタワーがそれぞれ、街のシンボルとしてそびえています。

② 良好な都市景観への取り組み

板橋区の景観に対する取り組みとしては、1990（平成2）年及び1992（平成4）年に、区内の好きな街並みや、懐かしい風景、お気に入りの建物などの写真を募集し、“生き粋いたばしまちなみ景観賞”として表彰しました。川越街道の五本けやきや中台地域のサンシティ、石神井川緑道など数十件にも及ぶものが褒賞されました。

また、2002（平成14）年度には、板橋ならではの自然景観、都市景観、名所・旧跡、イベントを、「板橋十景」として選定しました。「板橋十景」は、心に残る風景や風物、感動や安らぎを与えるものとして現在でも親しまれています。

その他、2017（平成29）年度策定の「板橋区都市づくりビジョン」では、「街並み・



凡 例	
	景観形成軸
	水辺景観軸
	幹線道路景観軸
	街道景観軸
	商店街景観ゾーン
	住宅地景観ゾーン
	農地・屋敷林景観ゾーン
	工場・住工共存景観ゾーン
	職・住・学共存景観ゾーン

図2-4-16 板橋区の景観構造

景観の形成」として、区民主体の活動と連携しながら、商店街、良好な住宅地の街並み、崖線の緑、石神井川の桜並木等の地域の特徴や地域資源を活かした良好な景観を形成するとしています。

③ 良好な都市景観への誘導

板橋区の地域特性や歴史性に配慮した、きめこまやかな景観まちづくりを進めるため、板橋区のめざすべき景観形成の方針を示す「板橋区都市景観マスタープラン」を2008（平成20）年度に策定しました。

さらに、2011（平成23）年度には、上記マスタープランを指針として、景観法に基づく「板橋区景観計画」を策定しました。この「板橋区景観計画」は、景観法の諸制度を活用した取り組みを推進していくことで、板橋区の良好な景観形成の実現を図ることを目的としています。建築物等の届出制度や、景観重要公共施設・景観重要建造物・景観重要樹木の指定、表彰制度など、区民、事業者、区が協力しあいながら行動していくことをめざしています。

届出制度では、建築物等の形態・意匠・色彩や緑化計画などについて景観協議を実施し、その協議内容に基づき、建築物等が建築されていくことで、少しずつですが、周辺景観と

調和した良好な街並みづくりが推進されています。

特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を「景観形成重点地区」に指定し、地区独自の景観に関するルールを定めることで、地区特性を生かした良好な景観の形成に取り組んでいます。

また、景観イベントや板橋区景観賞などの実施により、区民の皆様一人ひとりが景観の担い手であることをご理解いただき、景観まちづくりに取り組んでいただけるよう、普及啓発活動にも取り組んでいます。



■ 石神井川の桜

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	進捗度
景観形成重点地区指定数	4 地区	↗	4 地区	5 地区	進展

環境美化活動

① 板橋クリーン作戦

◆ 春の板橋クリーン作戦

（5月21日～6月5日）

私たちのまち板橋を、ポイ捨てのないきれいなまちにしていくために、全区的統一環境行動として「板橋クリーン作戦」を実施しています。この作戦は、事前に参加者団体を募集し、実施期間中の都合の良い日に清掃・美化活動を行ってもらうことで、区民一人ひとりの環境美化意識の向上及び自主的な環境美

化活動の輪を広げることを目的としています。

◆ 秋の板橋クリーン作戦

（11月1日～30日）

「春の板橋クリーン作戦」に続く、全区的統一清掃活動として事前に各団体・事業者、区民に参加を呼びかけ、実施期間中の都合の良い日に「秋の板橋クリーン作戦」を実施しています。

関連するホームページ
(板橋クリーン作戦)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/clean/index.html>



■ 春・秋の板橋クリーン作戦

関連する活動指標

指標名	基準年値 平成26年度	めざす 方向性	実績値 令和3年度	実績値 令和4年度	進捗度
「板橋クリーン作戦」参加者数	18,721 人	—	—	16,459 人	—
「板橋クリーン作戦」におけるごみ回収量	6,600 袋	—	—	6,127 袋	—

※2021（令和3）年度はコロナ禍の影響で中止となりました。

② ポイ捨て防止キャンペーン
(12月1日～31日)

ごみのポイ捨てが多く、人通りの多い駅周辺等でポイ捨て防止キャンペーンを実施することにより、区民一人ひとりの環境美化意識を高め、板橋区をポイ捨てのないきれいなまちにすることを目的として実施しています。区民の皆さんへポイ捨て禁止を訴えるだけでなく、事業所・店舗周りの清掃や従業員への美化意識の啓発・指導などを盛り込んで呼びかけています。

関連するホームページ
(ポイ捨て防止キャンペーン)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/1006093.html>

③ 板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権
(2月19日)

環境美化に関する興味関心を持ってもらうため、チーム毎に集めたごみの重さなどを競うイベントです。清掃活動をより楽しくするために、ゲーム性を持たせ、特に若い世代の人々を清掃活動へ呼び込むことを目的として2013（平成25）年度より実施しています。

関連するホームページ
(板橋クリーン作戦ごみ拾い選手権)

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kougai/bika/clean/1006106.html>



■ ごみ拾い選手権